

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

たまむら地域商品券 取扱店大募集

玉村町は、物価高騰に直面している町民の生活を支援するとともに、厳しい経営状況が続く町内事業者の業績回復を後押しするため、すべての町民に対し一人当たり1万円の商品券を配布いたします。



発行総額
3億5,000万円!!

※基準日人口により増減あり

商品券内容

- 一般商店専用券：大型店を除く取扱店舗で使用可 5,000円（千円券5枚）
- 大型店・一般商店併用券：すべての取扱店舗で使用可 5,000円（千円券5枚）

取扱店(事業所)参加資格

- 玉村町内に店舗、事業所を有する事業者（町内の店舗等に限る）

《業種一例》

- 小売業（食料品、日用品雑貨、コンビニ、家電、ガソリン、自動車関連など）
- 飲食業（飲食店、居酒屋、喫茶店など）
- サービス業（理容、美容、クリーニング、エステなど）
- その他（住宅リフォームなど）

《注意事項》

- 小売業は店舗面積で大型店（1,000m²超）と一般商店（1,000m²以下）に分類されます。
- 飲食業、サービス業、その他は一般商店として扱います。一部の業種ではご利用になれません。
- 「一般商店専用券」と「大型店・一般商店併用券」があり、大型店では「併用券」のみ使用できます。
- 換金のため、玉村町にある金融機関玉村支店の口座が必要です。
※群馬銀行・桐生信用金庫・ぐんまみらい信用組合・東和銀行・高崎信用金庫・アイオー信用金庫・JA佐波伊勢崎
- くわしくは「取扱店（事業所）募集要領」をご覧ください。
※玉村町商工会ホームページに掲載します。商工会窓口でも配布します。

登録方法

- 「取扱店（事業所）登録申請書」（裏面）を玉村町商工会へFAXしてください。
FAXで送信の場合、必ず着信確認の電話をして下さい。
※「取扱店（事業所）登録申請書」は玉村町商工会ホームページでダウンロードできるほか、商工会窓口でも配布します。

登録料

無料

裏面の「登録申請書」でお申し込み下さい。

申込期間

- 令和8年3月19日（木）～令和8年8月31日（月）

※4月3日までに登録が済んだ取扱店は、商品券とともに配布するチラシに掲載します。
以後の取扱店は町のホームページに掲載します。

商品券利用期間

- 令和8年6月1日（月）～令和8年9月30日（水）

商品券換金期限

- 令和8年10月30日（金）

問い合わせ先

玉村町商工会

〒370-1132 群馬県佐波郡玉村町下新田429-2

TEL 0270-65-2954
FAX 0270-65-5122